

南海トラフ地震に備える事業について

申込・問い合わせ

■ 総務課 ☎ 893-1113

■ 吾北総合支所住民福祉課 ☎ 867-2300

■ 本川総合支所住民福祉課 ☎ 869-2112

6月18日に大阪府北部で発生した最大震度6弱の地震により、ブロック塀の倒壊や家具の転倒による死者が発生しました。

町では、南海トラフ地震に備え地震に強い安全な住まいづくりを目指すために、ブロック塀等の耐震対策や家具の転倒防止対策に対して補助事業を実施しています。

南海トラフ地震での被害を軽減するために、積極的な耐震対策をお願いします。

1 ブロック塀の耐震対策補助

ブロック塀が倒壊すると、塀の下敷きになったり、避難路をふさぐことで避難や救助・消火活動を妨げることになってしまいます。また、地震の揺れが起きたとき、人間はとっさに物陰に身を寄せると言われています。

ブロック塀の倒壊被害の防止、又は軽減をするために、補助事業の活用をお願いします。

1 補助対象者	①町内にあるブロック塀の所有者（所有者と親子関係にある者など町長が認めた者を含む。） ②いの町税を滞納していない者
2 補助の要件	緊急輸送道路又は避難路に面したコンクリートブロック塀等のうち、点検表に一つでも不適合があるものが補助の対象となります。なお、建築基準法第42条第2項に規定する道路の中心から2メートル以内にあるブロック塀は、前面道路の中心線から2メートル後退して改修してください。 ※点検表については、担当課にお問い合わせください。
3 補助対象経費	補助対象のコンクリートブロック塀等を登録工務店又は建設業者に依頼して、撤去又は倒壊時の被害が少ないフェンスや生け垣への改修を行うための経費が、補助の対象となります。
4 補助金額	定額（補助限度額）20万5千円、補助対象経費が20万5千円に満たない場合は、その額となります。また、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てになります。

2 家具転倒防止

自分で家具の転倒防止対策ができない世帯に対して、町から委託業者に取付作業を依頼します。

1 事業の流れ	申請書の提出 → 取付可否の判断 → 決定通知書の送付 → 委託業者の現地確認 → 取付作業 → 事業完了
2 補助対象者	全世帯
3 固定箇所数	一世帯につき5か所まで
4 その他注意事項	①取付金具代は自己負担となります。 ②家具の柱、壁などの補強は行いません。 ③借家などの場合、家屋の所有者又は管理者の承諾が必要となります。 ④設置後、必ず転倒しないことを保証するものではありません。

平成30年6月分

いの町上水道水質検査結果

※町公式ホームページにも掲載しています。

	基準値	公園町水系	鎌田水系	伊野南	上八川	長沢
一般細菌	100個/mL以下	1未満	1未満	1未満	0	0
大腸菌	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
塩化物イオン	200mg/L以下	2.7	2.9	4.9	1.8	2.3
有機物	3mg/L以下	0.1未満	0.1	0.1未満	0.4	0.4
pH	5.8以上8.6以下	7.4	6.8	6.8	8.0	7.0
味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
色度	5度以下	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満
濁度	2度以下	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.1未満	0.1未満

※検査機関によって結果の表記に違いがありますが、全ての地点で水質基準を満たしています。